

豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要領

— 総合評価方式の評価方法及び提出書類等について —

* 詳細については、「豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱」（平成 28 年 2 月 9 日 総務部長決定）をご覧ください。

総合評価方式の評価方法

1 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び低入札価格調査制度適用（「豊島区低入札価格調査制度実施要綱」平成 20 年 2 月 1 日 総務部長決定）の範囲内である者のうち、価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点を合計した評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分

価格点：施工能力評価点：地域貢献度評価点 = 価格点の上限：20 点：5 点

なお、価格点の上限は、「豊島区低入札価格調査制度実施要綱」第 5 条の規定に基づき失格となる低入札価格から算定される価格点とする。

3 価格点の算定 $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

4 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び優良工事实績点の合計による。

施工能力評価点の点数配分

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点：優良工事实績点
= 13 点：3 点：2 点：2 点

(1) 工事成績評価点

① 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績総評定点の平均	工事成績評価点
0 点以上 20 点未満	0
20 点以上 30 点未満	1
30 点以上 35 点未満	2

35 点以上 40 点未満	3
40 点以上 45 点未満	4
45 点以上 50 点未満	5
50 点以上 55 点未満	6
55 点以上 60 点未満	7
60 点以上 65 点未満	8
65 点以上 70 点未満	9
70 点以上 75 点未満	10
75 点以上 77.5 点未満	11
77.5 点以上 80 点未満	12
80 点以上 100 点以下	13

- ② 工事成績評価点は、当該発注工事の公告日の 3 年 3 か月前の日から起算して 3 年の間に完了した工事の工事成績総評定点について、工事完了日が公告日に近いものから順に、直近 3 件までの相加平均とする。ただし、2 件である場合は当該 2 件の相加平均とし、1 件である場合には当該工事成績総評定点をもってこれに充てる。
- ③ ②の工事成績総評定点が存在しない場合は、その平均を 50 点とする。ただし、⑤の規定にかかわらず、東京 23 区内で完成した国、都又は特別区（豊島区を除く。）その他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事（(3) ③）で、②の期間において完了した工事の当該公告日に直近の他の公共工事発注機関の評定である工事成績総評定点の提示により、豊島区が相当の施工能力を認めた場合は、工事成績総評定点の平均を 60 点とすることができる。
- ④ 工事成績総評定点が 60 点未満のものは、当該工事成績総評定点を 0 点とする。
- ⑤ 工事成績総評定点は、豊島区の発注工事のみを対象とする。
- ⑥ 工事成績評価点算定の対象工事は、豊島区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、公告時に指定する。

(2) 配置予定技術者の資格点

配置予定技術者の資格点は、3 点満点とし、次表のとおり算定する。複数の資格を持つ場合は、上位の資格 1 つについてのみとする。

1 級技術者	3 点
2 級技術者	1 点

(3) 配置予定技術者の実績点

- ① 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、次表のとおり算定する。

	同種工事	類似工事
監理技術者	2点	1.5点
主任技術者	1.5点	1点
担当技術者	1点	0.5点

- ② 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- ③ 同種工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、公告時に指定する。
- ④ 類似工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、公告時に指定する。
- ⑤ 建築工事又は設備工事の改修工事の場合において、③の同種工事又は④の類似工事として経験上有用なものがない場合は、同種工事又は類似工事を指定しないことができる。

(4) 優良工事実績点

優良工事実績点は、2点満点とし、4(1)②の期間において配置予定技術者が担当した工事で、当該発注工事の公告日に直近の工事成績総評定点が75点以上である場合、申請により加点することができる。

- 5 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動評価点、ワーク・ライフ・バランス推進企業点、品質管理活動点、安全衛生活動点、事業継続計画策定点、本店所在点の7項目による。各項目の配分は各1点とするが、満点は5点までとする。

(1) 環境配慮点

次表のいずれかの認証を取得し、現在も登録している場合に評価する。ただし、重複取得による点数の加算は行わない。

国際標準化機構 (ISO) 14001 規格
一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21
一般社団法人エコステージ協会のエコステージ (ステージ 2 以上)

(2) 防災活動点

豊島区と防災協定を締結し、かつ、当該発注工事の公告日の属する年度の前年度又は前々年度の2年度間に参加した防災活動(豊島区の防災訓練等に限る。)を写真等によっ

て明らかにし、豊島区が確認できた場合に評価する。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進企業点

「豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱」（平成 21 年 10 月 30 日 総務部長決定）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区長から豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の交付を受け、現在も有効である場合に評価する。

(4) 品質管理活動点

ISO9001 規格の認証を取得し、現在も登録している場合に評価する。

(5) 安全衛生活動点

次表のいずれかに該当し、現在も有効である場合に評価する。ただし、重複による点数の加算は行わない。

建設業労働災害防止協会に加入
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定
中央労働災害防止協会（JISHA）方式適格の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）基準適合の認定

(6) 事業継続計画策定点

一般社団法人全国建設業協会の「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（第 3 版）」における必須項目を網羅した計画書を提出し、豊島区が内容を確認できた場合に評価する。

(7) 本店所在点

「豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準」（平成 22 年 6 月 16 日 総務部長決定）第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に本店を有する事業者（「区内事業者」という。）に対して評価する。

提出書類ほか

1 提出書類及び添付資料、留意事項等

(1) 提出書類及び添付資料等

- ① (必須) 豊島区施工能力審査型総合評価方式提出書類送信票 別紙1
- ② (必須) 豊島区施工能力評価点・地域貢献度評価点申告書 別紙2
- ③ 【工事成績評価点関係】
 - * 工事成績評定通知書が存在しない場合で、当該発注工事について相当の施工能力を有していることの認定を求める場合は、他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事で、指定期間に完了した工事のうち、その発注機関の評定した直近の工事成績評定通知書の写を提出すること。
 - * 指定期間とは、「当該発注工事の公告日の3年3か月前の日から起算して3年の間」をいう。
 - * 別紙2の当該欄には、指定期間に完了した工事の直近3件についての豊島区通知に係る工事成績評定通知書の内容を転写して申告することとし、工事成績評定通知書の写の提出を要しないものとする。
- ④ (必須) 【配置予定技術者の資格点関係】配置予定技術者の保有資格証の写
 - * 配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することはできない。ただし、事業者が理由を付して行った変更申請について発注者（契約担当者）が許可したときは変更できる。この許可は、配置予定技術者の死亡等、総合的に判断してやむを得ないと認められる事由があり、かつ、変更後の技術者の保有する資格点及び実績点（優良工事実績点を含む。）（以下、「資格点等」という。）が、配置予定技術者の資格点等以上である場合に行うものとする。

発注者が技術者の変更をやむを得ない事由と認めない場合で、かつ、変更後の技術者の資格点等が配置予定技術者の資格点等に満たない場合は、本工事の工事成績総評定点を10点減じるとともに、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたもの（「豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱」（平成20年8月1日 総務部長決定）第3条）として取り扱うものとする。また、その他の場合にあつては、工事成績総評定点を10点減じるものとし、併せて虚偽の記載として取り扱う場合がある。
- ⑤ 【配置予定技術者の実績点関係】配置予定技術者が担当した工事のコリンズ（CORINS）しゅん工時工事カルテの写
- ⑥ 【優良工事実績点関係】配置予定技術者が担当した工事で、公告日に直近の工事成績総評定点が75点以上の場合の工事成績評定通知書の写
- ⑦ (必須) 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写（被保険者証の写など）

- ⑧ 【環境配慮点関係】 ISO14001 規格、一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21 及び一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ 2 以上）のいずれかの認証を取得していることを証明する認証書の写
- ⑨ 【防災活動点関係】 本区との防災協定書の写及び防災訓練等の防災活動に従事したことの証明書類
- * 防災訓練等に従事したことを写真で証明する場合は、日時、訓練会場、事業者の参加者・人数等が明瞭な写真を添付すること。
- ⑩ 【ワーク・ライフ・バランス推進企業点関係】 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の写
- ⑪ 【品質管理活動点関係】 ISO9001 規格の認証を取得していることを証明する認証書の写
- ⑫ 【安全衛生活動点関係】 建設業労働災害防止協会の加入証明書、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書及び中央労働災害防止協会（JISHA）方式適格の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）基準適合の認定書のいずれかの写
- * 参照 URL
 - ・ 建設業労働災害防止協会 ：
http://www.kensaibou.or.jp/association/guidance_of_enrollment.html
 - ・ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム ：
http://www.kensaibou.or.jp/activity/management_system.html
 - ・ 中央労働災害防止協会 ：
<http://www.jisha.or.jp/oshms/index.html>
- ⑬ 【事業継続計画策定ポイント】 「災害時事業継続計画書」の本区確認印のある表紙の写 **別紙 4**
- * あらかじめ所定事項を記載した「災害時事業継続計画書（案）」を**別紙 4**の表紙を付して本区へ提出し、内容の確認ができた場合に当該表紙に確認印を押印し返却する。確認に要する期間は、「災害時事業継続計画書」を正式に受付けてから概ね 15 日間とする。事業者は、確認に要する期間等を考慮のうえ準備すること。
 - * 参照 URL
 - ・ 「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（第 3 版）」 ：
<http://www.zenken-net.or.jp/wp-content/uploads/zenken-jkrei.pdf>
 - * 平成 28 年 4 月 1 日現在、すでに「事業継続計画」の策定を終えている事業者については、**別紙 4**の表紙を添付して本区に確認を求めることができる。ただし、支店や営業所等（以下、「支店」等という。）を構えている事業者であって本店が「事業継続計画」を策定している場合は、本区における支店等の「事業継続計画」の内容であることを要する。

(2) 留意事項

- ① 提出書類の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- ② (1)の①別紙1及び②別紙2の様式については、公告時の配布資料等によりダウンロードすること。
- ③ (1)の③、⑤、⑥及び⑧～⑬の添付資料については、該当がある場合に提出すること。
- ④ (1)の⑧～⑬の添付書類については、別紙3様式に添付(⑬については確認印のある別紙4がある場合に添付)のうえあらかじめ申し、本区の確認を受けた場合は、確認印のある別紙3様式をもって提出に代えることができる。ただし、別紙3の事前申告書に記載がなく、あらかじめ区の確認を受けていない⑧～⑬の添付書類については、(1)の当該項目の取扱いのとおりその写を提出する。
- ⑤ ④の別紙3(別紙4を含む。)については、毎年度4月1日から8月31日までの間に、2(2)提出先の電子メールアドレスにあらかじめ提出して、本区の確認を受けることができる。

2 提出方法

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を送信した後、必要事項を記入した上記1の書類等を電子メールに添付して送信すること。

(2) 提出先の電子メールアドレス : A0029361@city.toshima.lg.jp

* 電子メール送信の際の件名は、「共同運営の発注番号と事業者名」としてください。

例) 件名 : 「2016 - ○○○○ ◎◎△△株式会社」